

# 令和6年度海外ビジネストータルサポート事業 業務処理要領

## 1 委託業務名

令和6年度海外ビジネストータルサポート事業

## 2 目的

国際的な原材料やエネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている県内中小企業を支えるため、新たな市場の獲得に向けた、意欲的な海外展開を積極的に支援し、中小企業の成長力と経営体質の強化を図っていくことが重要である。

そこで、海外ビジネスに直結するニーズを捉え、県産品のマッチングから商談までを伴走支援し、県内事業者と海外バイヤー等とのハブとなる事業を展開することで、魅力ある県産品の海外への輸出促進や新たな販路開拓を目指す。

## 3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 対象エリア（国）

- (1) シンガポール
- (2) 北米（アメリカ、カナダ）
- (3) ベトナム
- (4) 香港

## 5 契約件数及び採択限度額

契約件数：上記「4 対象エリア（国）」の1エリア当たり1件の合計4件

契約限度額：3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

## 6 業務内容

上記「4 対象エリア（国）」から1エリアを選定し、下記業務を実施すること。

なお、「(2) 北米（カナダ、アメリカ）」については、アメリカのみを対象とする業務の実施は不可とする。

### (1) 海外への県産品販路拡大業務

- ・海外バイヤー等に対して県産品（生鮮食品、加工食品、飲料（酒類含む）や工芸品等）の営業やプロモーションを実施すること。なお、業務の手法については、販売先への直接営業や「徳島フェア」などの現地プロモーション、ECサイトの活用など、新たな販路開拓に効果的な方法を提案すること。
- ・営業・販促活動業務を行う県産品については、「とくしま商品 CATALOG(※)」の掲載商品や県が別途募集する県内事業者の商品等を中心に、選定を行うものとする。

※「とくしま商品 CATALOG」

[https://www.tokushima-ebooks.jp/?bookinfo=tkcatalog2023\\_jp](https://www.tokushima-ebooks.jp/?bookinfo=tkcatalog2023_jp)

### (2) 個別商談及びフォローアップ業務

- ・(1)で開拓した販路先候補と県内事業者との個別商談会を実施すること。商談の手法については、オンラインの活用など、効果的な方法を提案すること。
- ・商談後のフォローアップも実施すること。

### (3) 輸出に係る諸手続きの支援業務

- ・県産品の輸出に係る諸手続き等の支援を総合的に実施すること。

(4) 事業成果指標の設定

- ・成約数や売上等について、目標KPIを設定し、提案すること。
- ・その他、事業の成果を分析するために有効な指標があれば、別途提案すること。

7 関係書類の提出等

委託業務完了後、受託者は速やかに県が定める委託業務完了報告書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月21日（金）

(2) 提出先

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 商務流通室（徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

(3) 提出物

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・成果品（画像等を記録した電子媒体等） 1式
- ・その他県が指示するもの

8 その他

(1) 事業実施に当たっては、県と十分協議の上、事業を進めること。

(2) 県は、本業務を円滑に遂行するため、報告を求めることができる。

(3) 県は、本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。

(4) 受託者は、(3)の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(5) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、業務以外の目的に使用せず、業務終了後、県に返却するものとする。

(6) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。

(8) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は県に帰属する。

(9) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。

(10) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して、著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(11) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。

(12) この要領に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。